

# 横浜市青少年野外活動センター条例

制 定 昭和 43 年 8 月 15 日  
条例第 36 号  
最近改正 平成 25 年 4 月 1 日

## (目的及び設置)

第 1 条 横浜市の青少年に自然環境における共同生活の場を提供することにより、その心身の健全な発達を図ることを目的として、横浜市青少年野外活動センター(以下「センター」という。)を設置する。

## (名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
横浜市三ツ沢公園青少年野外活動センター	横浜市神奈川区
横浜市こども自然公園青少年野外活動センター	横浜市旭区
横浜市くろがね青少年野外活動センター	横浜市青葉区

## (事業)

第 3 条 センターは、第 1 条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 横浜市の青少年が、団体で行なう野外活動のために、施設設備等を使用させること。
- (2) 野外活動の普及奨励に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

## (指定管理者の指定等)

第 4 条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) センターの使用の許可等に関すること。
  - (2) 前条に規定する事業の実施に関すること。
  - (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
  - (4) その他市長が定める業務
- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。
- 5 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第9条第1項に規定する横浜市青少年野外活動センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（指定管理者の指定等の公告）

第5条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（管理の業務の評価）

第6条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（使用許可）

第7条 センターを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（目的外使用）

第8条 第1条に定める用途又は目的外にセンターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（横浜市青少年野外活動センター指定管理者選定評価委員会）

第9条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市青少年野外活動センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則(昭和 55 年 10 月条例第 70 号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和 55 年 10 月教委規則第 15 号により同年 11 月 22 日から施行)

附 則(昭和 56 年 12 月条例第 71 号)

この条例は、昭和 57 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 5 月条例第 26 号)

この条例は、昭和 57 年 7 月 21 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 10 月条例第 51 号)

この条例中第 2 条の表の改正規定は公布の日から、第 6 条の改正規定は昭和 59 年 10 月 10 日から施行する。

附 則(平成元年 6 月条例第 33 号)

この条例は、平成元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 9 月条例第 66 号) 抄

この条例は、平成 6 年 11 月 6 日から施行する。

附 則(平成 17 年 2 月条例第 29 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市青少年野外活動センター条例第 6 条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市青少年野外活動センターについては、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 2 月条例第 2 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(横浜市青少年野外活動センター条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による改正前の横浜市青少年野外活動センター条例の規定により行った処分その他の行為は、同項の規定による改正後の横浜市青少年野外活動センター条例の相当規定に基づいて行った処分その他の行為とみなす。

附 則(平成 23 年 12 月条例第 48 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき公の施設の管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定による当該業務についての評価に相当する評価を受けている場合にあっては、当該期間においては当該業務についての評価に係るこれらの規定は適用しない。

附 則(平成 24 年 12 月条例第 98 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。